

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 6 日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 関 怜 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 27 日から 令和 7 年 9 月 3 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分 宇都宮地方裁判所売却場（1 階）
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 26 日 午前 10 時 00 分 宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 10 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 9 月 12 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 6 日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお、当庁栃木支部、真岡支部管轄の事件については、各支部にも、それぞれ写しを備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3,386,000 2,708,800	一括	677,200	74,585	0
1	760,000				
2	2,626,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原 |
| | 地 番 | 279番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 430.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原279番地3 |
| | 家屋 番号 | 279番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 74.52平方メートル
2階 62.93平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7 年 5 月 13 日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 関 怜 美

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

売却対象外の土地（地番 279 番 4）と一体として利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原 |
| | 地 番 | 279 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 430.00 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原 279 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 279 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 74.52 平方メートル
2 階 62.93 平方メートル |

令和 6年(ヌ)第 53号
令和 7年 1月23日受理
令和 7年 4月17日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所

執行官 深 谷 昌 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原 |
| | 地 番 | 279 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 430.00 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原 279 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 279 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 74.52 平方メートル
2 階 62.93 平方メートル |



不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり						
住 居 表 示		栃木県塩谷郡高根沢町大字上柏崎 2 7 9 番地 3						
土 地		物件 1						
現 況 地 目	■宅地（物件 1） □公衆用道路（物件 ） □ （物件 ）							
形 状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり □土地建物位置関係図のとおり □							
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり							
下 記 以 外 の 建 物 （目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）							
そ の 他 の 事 項								
建 物		物件 2						
種 類 ， 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる（□主たる建物 □附属建物） □種 類： □構 造： □床面積：							
物件目録にない 附 属 建 物	■ない { 種 類： □ある { 構 造： 床面積：							
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を家族と共に居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり							
上 記 以 外 の 敷 地 （目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）							
そ の 他 の 事 項								
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある [保管開始日 令和 年 月 日							
土地建物の位置関係		□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり						

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 物件1は件外279番4宅地25.5㎡(B所有)と一体となって物件2の敷地を構成している。
- 物件1東側には町道(管理幅員5m。有効幅員約4.5m。)、南側には農道(幅員約5m)が存在するが、いずれも物件1との間に水路が介在している。
物件1への出入りには専ら東側町道が利用されており、物件1南東角付近に架橋されている。
評価人が水路の占用使用許可の有無等を調査したところでは、架橋時期が古く、資料は見当たらなかった模様である。
ただし、買受人は現在、Aが許可を有しているか否かに関係なく、改めて高根沢町から許可を受ける必要がある。
- 物件1は、東側部分では道路と概ね等高であるが、南側農道は西側に向かって緩やかに下っているため、物件1西側にある279番4宅地は、その西側隣地(農地)に比べて約90cm高くなっている。
- 上水は、所有者によって、東側の離れた場所に埋設されている本管から282番1畑等を通して本件土地にまで、かなりの距離を引き込まれている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	本件建物には私と家族が居住しています。 屋根には太陽熱温水器を設置しています。 室内の壁にクラックが目立つとのことですが、これは東日本大震災の影響です。 執行官の話では、Bが279番4宅地の所有者として登記されているとのことですが、所有者は私だと思っていました。Bは私の兄弟です。亡父から本件建物を建てるに当たって土地を提供してもらい、それを私が相続したのです。西側のコンクリート擁壁の所まで私が所有していると思っていました。279番4宅地という土地があること自体、今、知りました。ですからBとの間に契約はありませんし、使用料の授受也没有ありません。 本件土地の上水用に井戸を掘ろうと思いましたが、水質が悪く、利用できませんでした。そのため、関係者の了解をとり、東側の282番1畑等の地中に上水管を埋設して、自分で上水を本件土地まで引きました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 現地調査の結果及び関係人の陳述等から前記のとおり認めた。
- 上水管は所有者の私設管であるので、留意する必要がある。

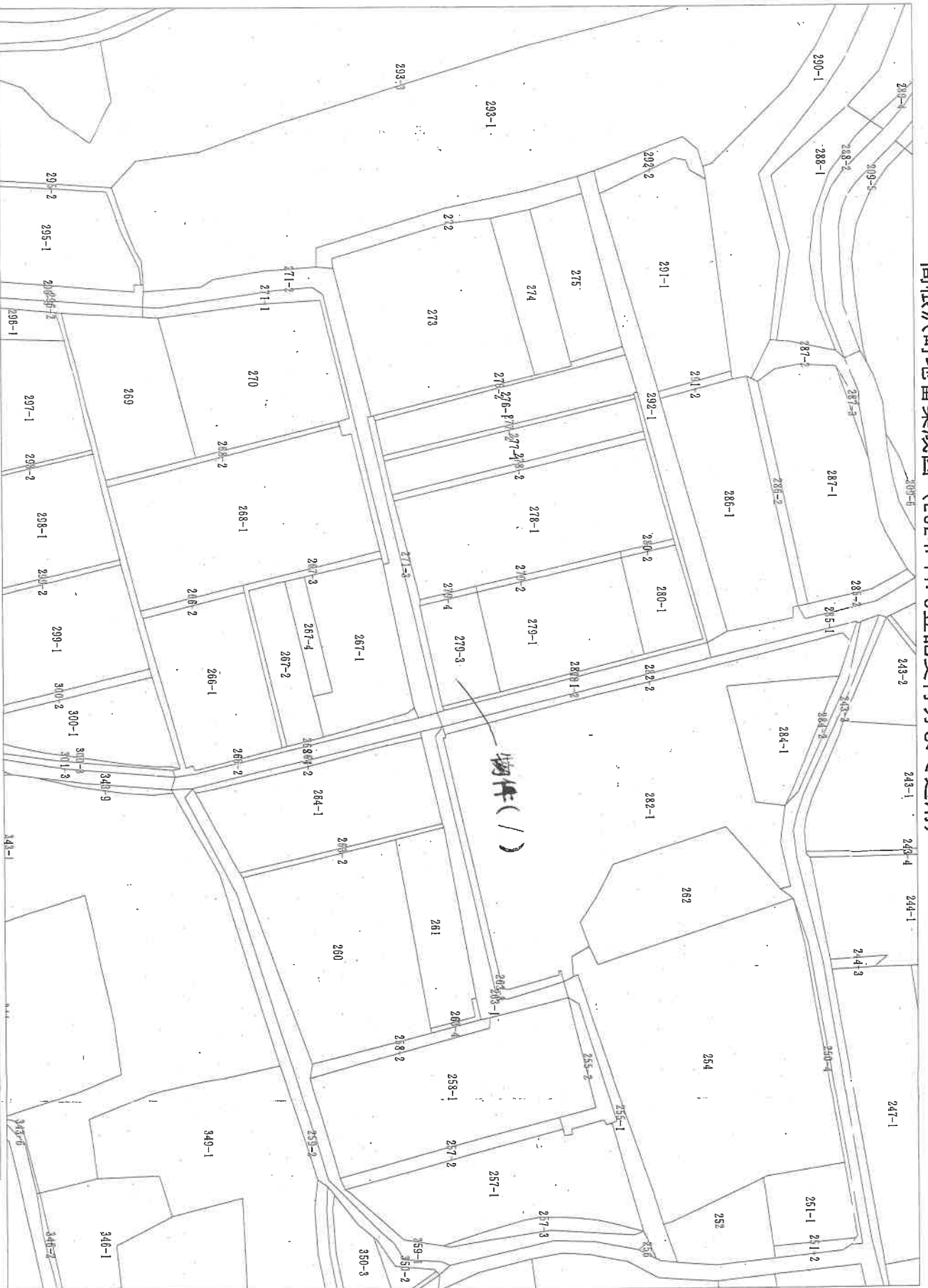
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 1月29日 (水) 14:45-14:55	高根沢町役場	税務課 地番図、間取図調査
7年 1月29日 (水) 15:20-15:45	物件所在地	物件確認、外観写真撮影、通知書投函
7年 1月30日 (木) 15:05-15:25	宇都宮地方法務局	近接地登記事項、地積測量図調査
7年 2月25日 (火) 14:00-15:30	物件所在地	建物内外調査、間取確認、内外観写真撮影、所有者 (A) 及びその家族から事情聴取、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ■ 令和7年2月25日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

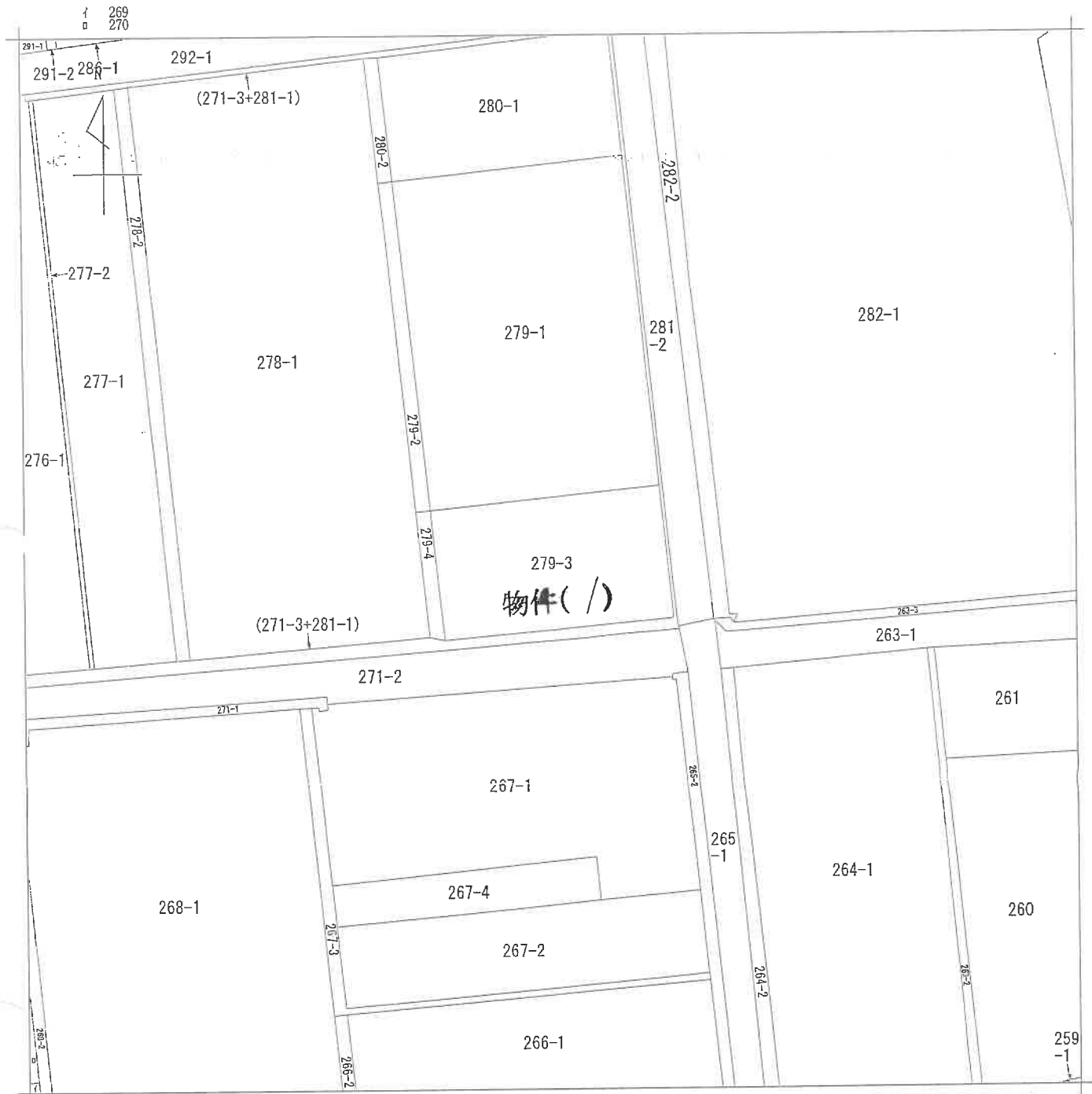
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公用

高根沢町地番集成図 (2024. 11. 8登記受付分まで適用)



この図面は課税の付図として作成されたものであり土地等の権利関係には使用できません。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域見出
大字上柏崎

請求部	所在	塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原				地番	279番3			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和50年4月2日			備付年月日(原図)	昭和50年5月22日			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局管轄)

令和6年11月20日

さいたま地方法務局

地図整理番号：M88480

登記官

(1/1)

(8 枚目)



登記年月日：平成13年7月31日

215644

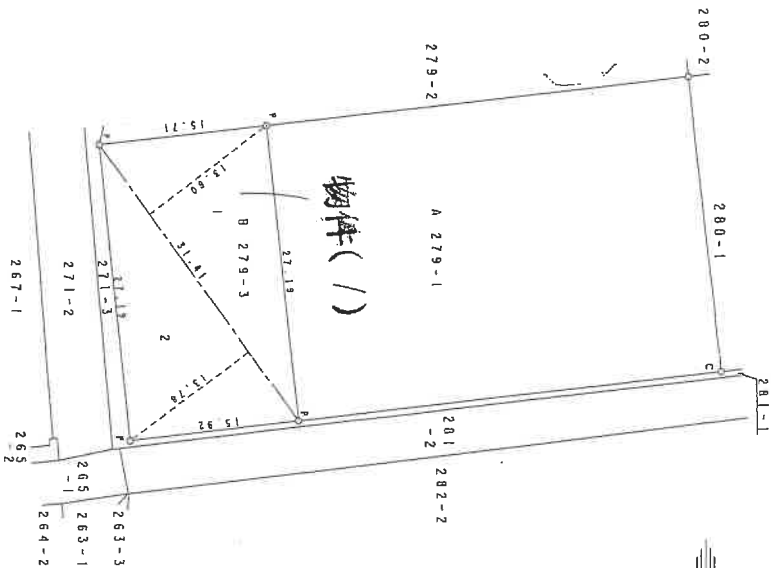
地 279-3,-1
土地の所在 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原

前 279-1
地積測量図

三斜法求積表

地番 符号	底辺	高さ	底面積
1	31.41	13.60	427.1760
2	31.41	13.70	432.6280
合計			860.0050
地積			430.00290

地番 公簿	合計面積	残地
1512	430.00290	1081.99710
地積		1081.99 m ²



平成13年7月31日登記

境界線の種類	境界線の種類
C	コンクリート壁
P	プラスチック板
PL	金属プレート
B	金属板
W	木杭

平成13年7月31日登記

(9)枚目

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

登記官

令和6年11月20日
(宇都宮地方裁判所)
さいたま地方裁判所

作製者 土地家屋調査士
(平成13年7月23日作成)

(栃木県土地家屋調査士会用紙)

申請人

縮尺 1/500

登記年月日：平成13年7月31日

215645

地 279-4, -2

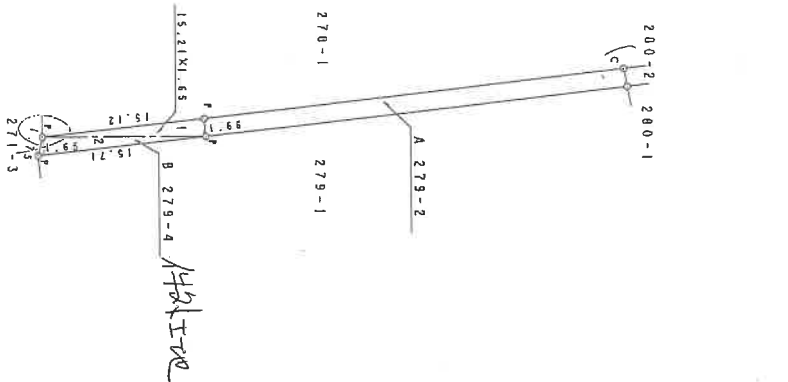
前 279-2 地積測量図

土地の所在 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原

三斜法求積表

地番 符号	底辺	高さ	倍面積
1	15.21	1.65	25.0966
2	15.71	1.65	25.9215
合 計			51.0180
合計面積			25.50900
地 積			25.50 m ²

地番 公簿	A 279-2 合計面積	残 地
90	25.50900	64.49100
	地 積	64.49 m ²



C	境界線の種類
P	コンクリート欄
PL	ガラスチャック欄
日	金属プレート
W	金 属 杭

SH13年7月31日登記

作製者 土地家屋調査士
(平成13年7月23日計測)

申請人

縮尺 1/500

平成13年7月31日登記

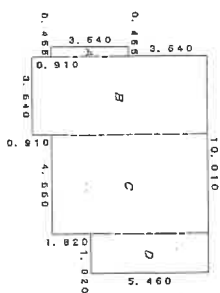
登記年月日：平成17年9月13日

0354576 各階平面図

家屋番号 279番3
建物の所在 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原279番地3

建物図面
各階平面図

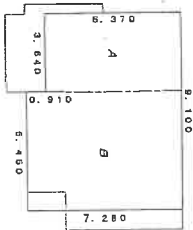
1階



求積表

A	3.640	X	0.455	=	1.656200
B	1.90	X	3.640	=	29.811600
C	7.280	X	4.850	=	33.124000
D	5.460	X	1.820	=	9.937200
合計	74.52				74.52 m ²

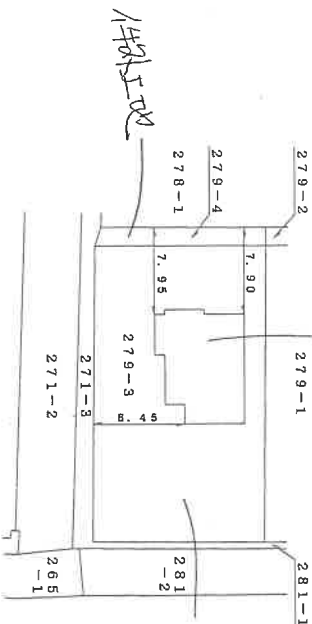
2階



求積表

A	6.370	X	3.640	=	23.186800
B	7.280	X	5.460	=	39.748800
合計	62.93				62.93 m ²

物件(2)



物件(1)



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方裁判所)

さいたま地方裁判所

登記官

作成者

土地家屋調査士
(平成17年9月1日作成)

縮尺

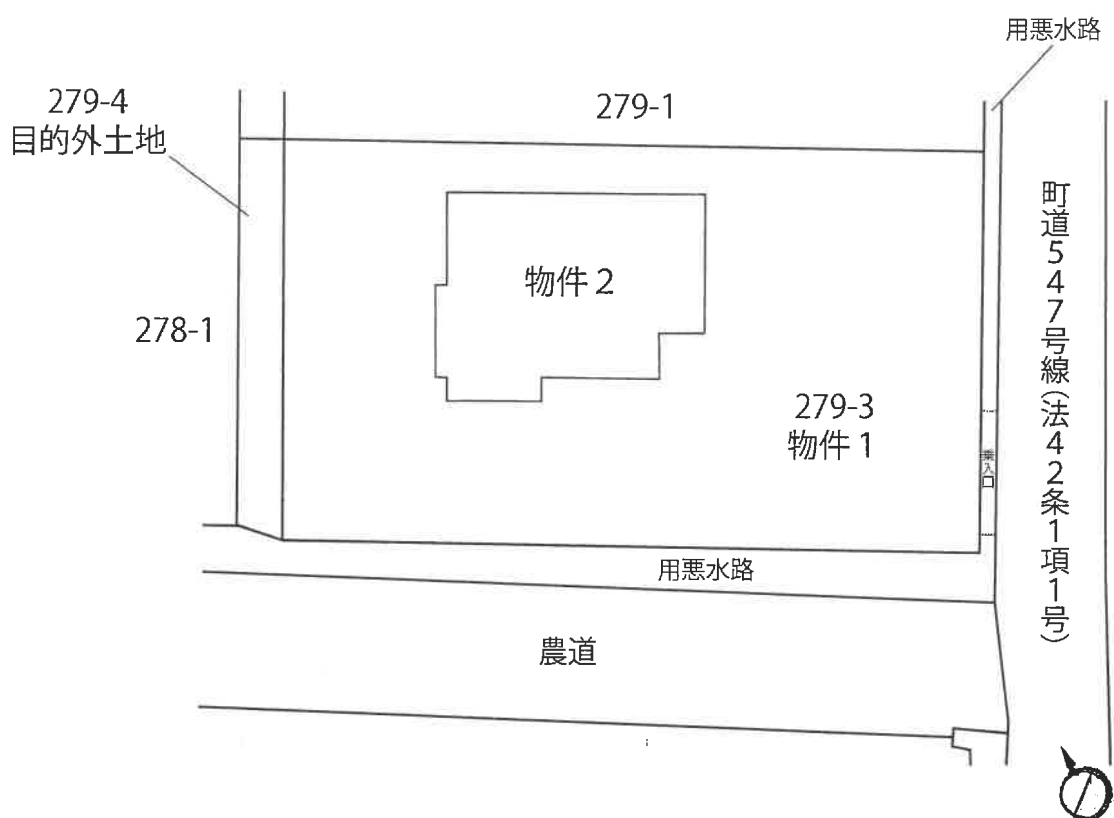
1/250

申請人

縮尺

1/500

土地建物位置関係図



↑ 町道547号線
および方向を示す

* 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない



1

物件 2

物件 1



2



3

(14 枚目)



4



5



6

(1/5 枚目)



7



8



9

令和 6年（又）第 53号
令和 7年 1月 7日 受 命
令和 7年 2月25日 現地調査
令和 7年 4月14日 評 価
令和 7年 4月15日 提 出

宇都宮地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
大 山 賢

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 3 8 6, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 7 6 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 2, 6 2 6, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	塩谷郡高根沢町大字上柏崎字 後原 2 7 9 番 3 宅地 430.00m ²	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	塩谷郡高根沢町大字上柏崎字 後原 2 7 9 番地 3 2 7 9 番 3 居宅 木造かわらぶき 2 階建 1 階 74.52m ² 2 階 62.93m ² 延床面積 137.45m ²	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 烏山線「仁井田」駅の南東方・道路距離約3.2km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	当該物件は、主要地方道宇都宮那須烏山線の南側背後地に形成された農家住宅等が散在する地域内にある。 当該地域は、高根沢町の東部に位置し、学校及び最寄店舗等の生活利便施設の配置は優れず、周囲には農地や山林が広がっている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率	市街化調整区域 無指定 指定 60% 指定 200%
画 地 条 件	地積 : 430.00㎡ 間口 : 約16m 奥行 : 約27m 形状 : 長方形 地勢 : 概ね平坦 高低差 : 接面道路と概ね等高であるが、西側に隣接する農地よりも0.9m程高い。 接面道路との関係 : 中間画地（画地南側は用悪水路を介した農道であるため角地とはしない）	
接面道路の状況	東側幅員約4.5m舗装町道（建築基準法第42条第1項第1号道路に該当）に用悪水路を介して接面している。また、画地南側の用悪水路を介して、幅員約5mの未舗装農道（建築基準法の道路に該当せず）が存在する。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用されている。 競売の結果、土地と建物の所有者が異なるに至った場合には法定地上権が成立する。なお、法定地上権の範囲は、建物の位置、規模及び周囲の土地利用の状況等を考慮した結果、物件1全体に及ぶものと判断した。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり（特記事項参照） 都市ガス : なし 下 水 道 : あり（農業集落排水） （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	従前は農地及び資材置場であり、転用後は住宅の敷地として利用されてきた土地であるため、土壌汚染の可能性は低いものと思われるが、専門機関における土壌汚染調査を行っていないため、土壌汚染の有無及びその程度は不明である。	

特 記 事 項	・ 高根沢町上下水道課への聴取では、前面道路に上水道配管は無いため、本件土地より北東方に存在する町道474号線の本管から他人地の承諾を得たうえ私設管をかなりの距離で埋設して本件土地まで引き込んでいるとのことである。そのため、買受人も承諾を得られるかは不分明であるため注意を要する。 ・ 栃木県県土整備部都市政策課開発指導担当への聴取では、本件土地は西側に隣接する目的外土地（279番4）と一体で、分家住宅の敷地として開発許可を受けているため用途変更の許可が必要である。買受希望者は同課への事前相談・協議を要するものと思料する。 ・ 宇都宮土木事務所建築指導担当（現栃木県県土整備部建築指導課）への聴取では、本物件は町道との間に用悪水路が介在するため、建築確認は43条ただし書きの許可を受けているとのことである。再建築時には43条2項の認定・許可が必要とのことである。なお、建築計画概要書によると、敷地は目的外土地279番4と一体として建築確認を受けている。 ・ 所有者への聴取では、本件土地西側の目的外土地279番4について、自己の土地である認識であったとのことである。 ・ 本件土地へは用悪水路上に5m程度の乗入口（架橋）を設置して、東側町道から出入している。高根沢町都市整備課への聴取では、占用許可の有無は不明であるが、建て替え時には再許可が必要とのことである。 ・ 本件土地は下記埋蔵文化財包蔵地に指定されている。 （問い合わせ先：高根沢町生涯学習課） 遺跡の種別：散布地 遺跡の名称：後原遺跡 時代：縄文・古墳・奈良平安・中近世 立地：丘陵 町番号：192
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	平成17年 8月 2日新築 20年 10年
仕 様	構造 木造 屋根 瓦 外壁 サイディング 内壁 クロス貼等 天井 クロス貼、合板等 床 フローリング、畳等 設備 太陽熱給湯設備	
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり	
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り 別添建物間取図のとおり	
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	所有者が家族とともに居住している。	
特 記 事 項	内壁のひび割れが各所に見受けられる。	

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	2,513,000	0.40	法定地上権	1,005,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,513,000	-1,005,000		0.72	0.70	760,000
2	4,206,000	+1,005,000	1.00	0.72	0.70	2,626,000
一括価格（合計）						3,386,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：0.72 市街化調整区域内物件（分家住宅）の市場性▲10
水道利用の不確実性▲20

オ 競売市場修正：0.70

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 高根沢（県）-4

所 在：塩谷郡高根沢町大字寺渡戸字イコタ309番2
地 目：宅地
価 格：8,750円／㎡
位 置：宝積寺駅から南東方約5km
価 格 時 点：令和 6年 7月 1日
地 積：384㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：南西側5.5m町道に接面
用途指定等：市街化調整区域 無指定（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要：農地の中に一般住宅、農家住宅が散在する地域

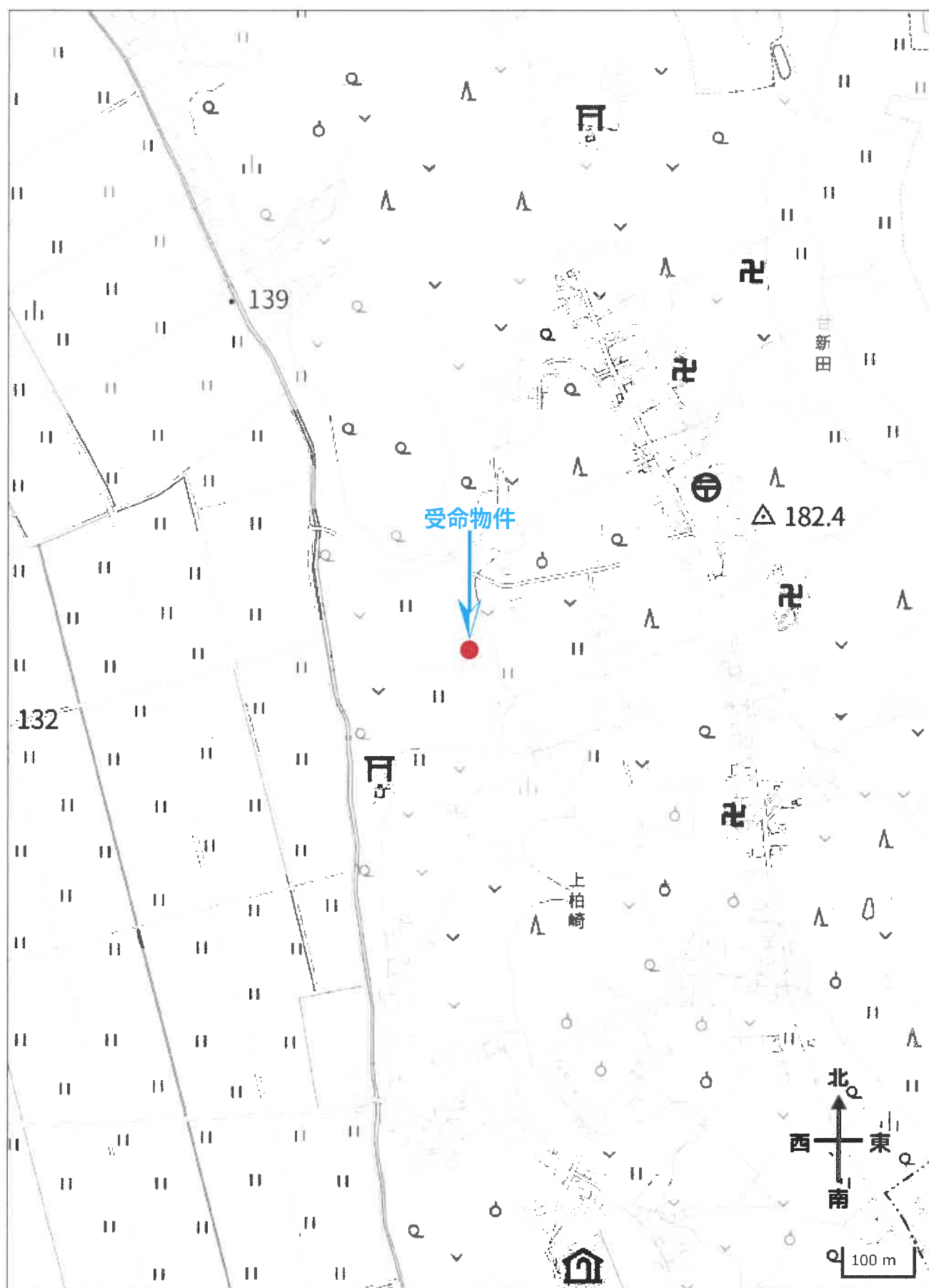
ここに上げた参考価格は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。
決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

位置図



出典：地理院地図

写図公



縮尺: 1/500

登記年月日：平成13年7月31日

215644

地

279-3-1

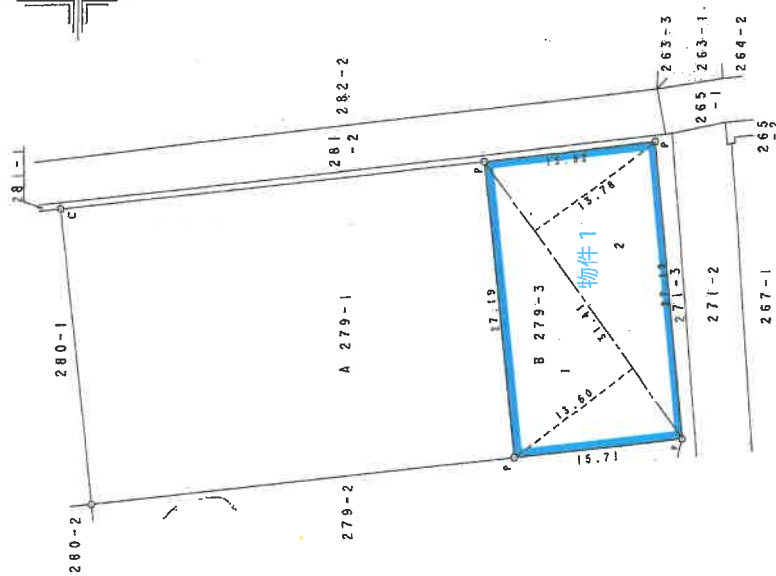
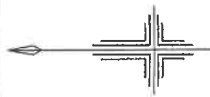
地積測量図

土地の所在 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原

三斜法求積表

地番 符号	8 279-3	底辺	高さ	倍面積
1		31.41	13.60	427.1760
2		31.41	13.78	432.8298
			合計	860.0058
			合計面積	430.00290
			地積	430.00 m ²

地番 公簿	A 279-1	合計面積	残地
1512		430.00290	1081.99710
		地積	1081.99 m ²



境界線の種類	
C	コンクリート製
P	プラスチック製
PL	金属プレート
B	金属板
W	木杭

平成13年7月31日登記

作製者

申請人

縮尺 1/500

地図整理番号：M88481

* A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

登記年月日：平成17年9月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方裁判所管轄)

令和6年11月20日

さいたま地方裁判所

登記官

0354576

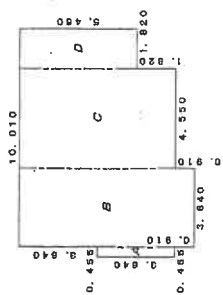
各階平面図

家屋番号 279番3

建物図面
各階平面図

建物の所在 塩谷郡高根沢町大字上柏崎字後原279番地3

1階

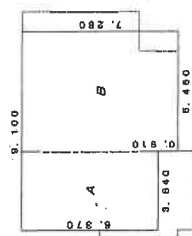


求積表

A	3.640 x 0.455	=	1.656200
B	8.190 x 3.640	=	29.811600
C	7.280 x 4.550	=	33.124000
D	5.460 x 1.820	=	9.937200

合計 74.52000
床面積 74.52 m²

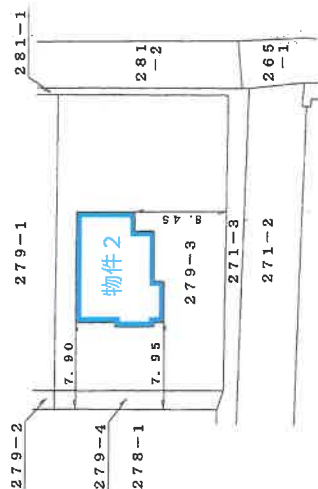
2階



求積表

A	3.640 x 0.455	=	1.656200
B	8.190 x 3.640	=	29.811600

合計 31.467800
床面積 31.47 m²



平成17年9月13日登録

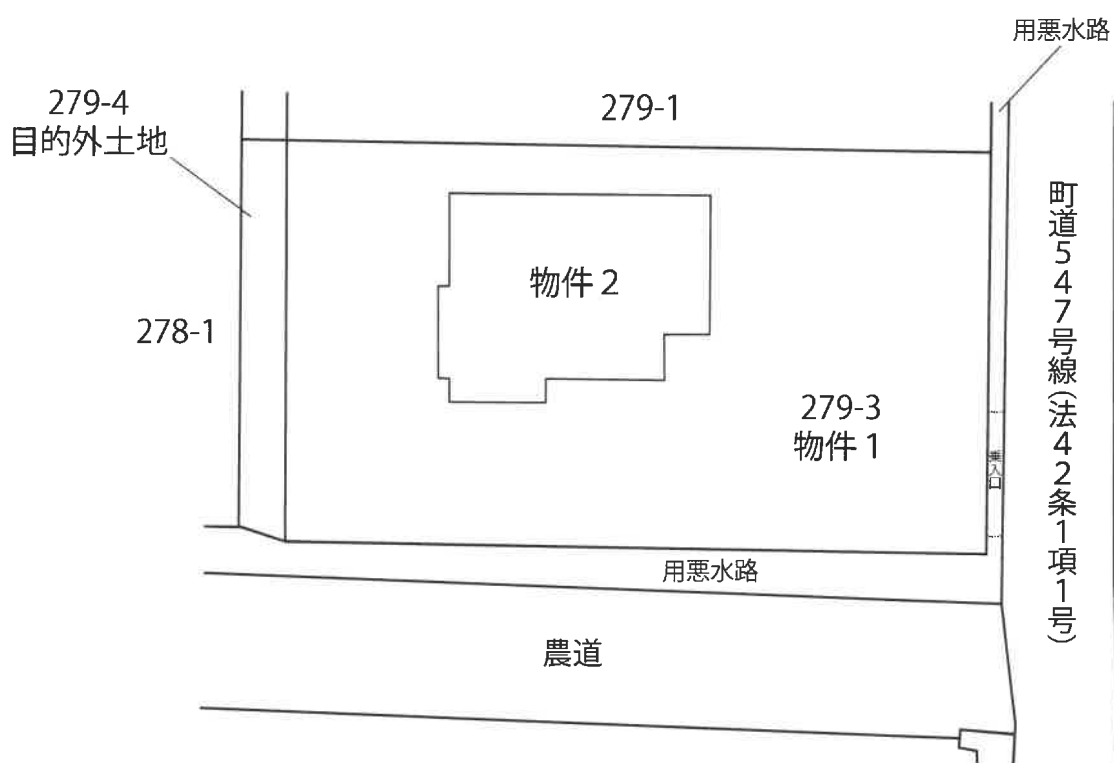
作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

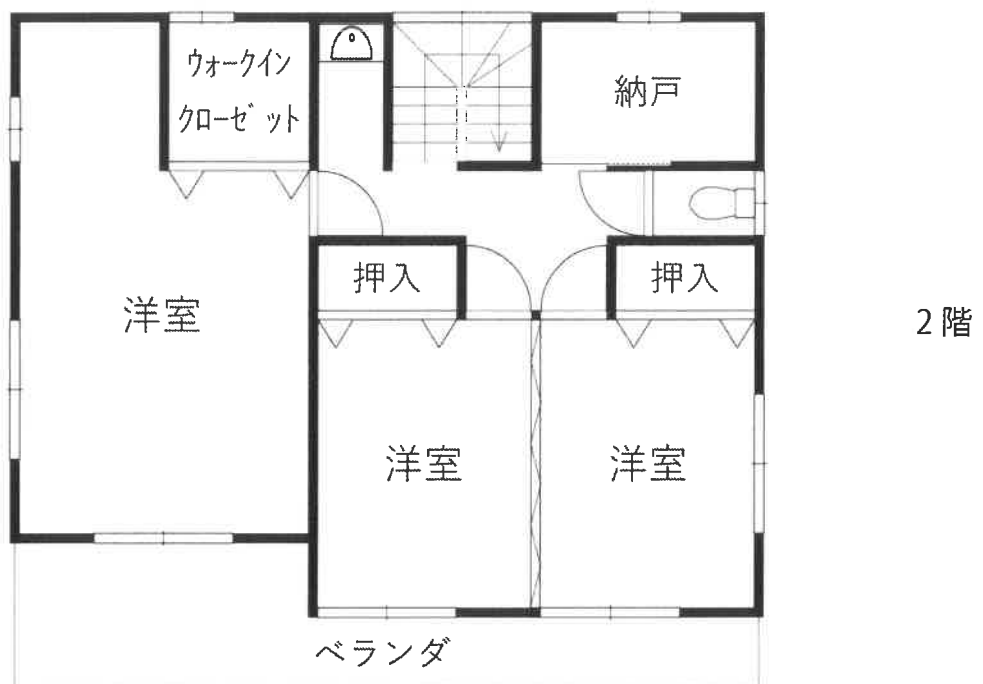
土地建物位置関係図



* 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない

建物間取図

【物件2】



*本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない